

秦野市市制施行70周年記念市民アイデア事業への支援に関する  
要綱

(令和6年8月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が実施主体となり、本市とともに市制施行70周年の機運を高める事業（以下「市民アイデア事業」という。）を募集し、その市民アイデア事業を支援することについて必要な事項を定める。

(市民アイデア事業)

第2条 市民アイデア事業は、市民を対象とした、令和7年12月31日までの間に実施される事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 秦野の歴史・文化を振り返り、理解を深める事業
- (2) 今に息づく秦野の魅力や地域資源を再発見し、発信する事業
- (3) 「誰一人取り残されない」秦野の未来を考える事業

(市民アイデア事業の実施主体)

第3条 市民アイデア事業の実施主体は、本市に在住・在勤・在学し、又は本市内で活動する個人、団体若しくは事業者とする。

(市民アイデア事業の申込み)

第4条 市民アイデア事業を実施しようとする者（以下「申込者」という。）は、市制施行70周年記念市民アイデア事業申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して市民アイデア事業を実施しようとする日の30日前までに申込みをし、あらかじめ承認を受けるものとする。

(市民アイデア事業の審査及び承認)

第5条 前条の規定による申込みがあった事業について、市制施行70周年記念事業庁内連絡調整会議の審査を経て、その可否を決定し、市制施行70周年記念市民アイデア事業承認（不承認）通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあると認めるとき
- (4) 特定の個人、団体又は事業者の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき

- (5) 市税の滞納があると認めるとき
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関している  
と認めるとき

(市民アイデア事業に対する支援)

第6条 市民アイデア事業の承認を受けた者（以下「市民アイデア事業者」という。）は、市民アイデア事業の実施に当たり次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 本市公共施設における使用料の減額
- (2) 市制施行70周年記念ロゴマークの使用
- (3) 市制施行70周年記念のぼり旗の貸与
- (4) 市民アイデア事業内容の周知

2 前項の規定により市民アイデア事業者が市制施行70周年記念ロゴマークを使用するときは、秦野市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領（令和6年3月24日施行）を遵守するものとする。

(承認の変更等)

第7条 市民アイデア事業者は、市民アイデア事業の承認を受けた事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、市制施行70周年記念市民アイデア事業変更等届出書（第3号様式）を速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第8条 市民アイデア事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市民アイデア事業の承認を取り消すことができるものとする。この場合において、その取消しにより損害を生じることがあっても、本市は、その責任を一切負わないものとする。

- (1) この要綱に違反し、又は違反することが判明したとき
- (2) 申込みに虚偽又は不正があったとき

(損害賠償)

第9条 市民アイデア事業者が、前条各号のいずれかに該当する場合において、第三者に対して損害又は損失を与えたときは、本市は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(事業報告書の提出)

第10条 市民アイデア事業者は、市民アイデア事業の終了後30日以内に、市制施行70周年記念市民アイデア事業報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。